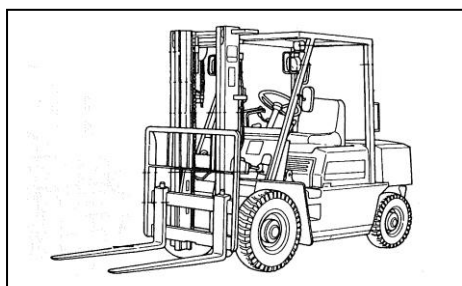


【特別教育】

小型フォークリフトの運転（12時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人 北海道林業機械化協会

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F

(TEL011-251-0708 FAX011-251-0710)

労働安全衛生法において、**最大荷重1トン未満のフォークリフト**による作業に従事するためには法令で、定められた**特別教育を修了していることが必要**とされています。

当協会は、安全衛生団体として本講習を行っております。なお、受講者が15名程度お集まりの場合には、「出張講習」も承っております。

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格 満18才以上の人は、どなたでも受講できます。

2 講習カリキュラム（学科6時間・実技6時間）

科目	講習内容	講習時間
学科	・フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間
	・フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間
	・フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	1時間
	・関係法令	1時間
実技	・フォークリフトの走行の操作	4時間
	・フォークリフトの荷役の操作	2時間
計		12時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：6時間
- ・ 第2日目 実技：6時間

4 受講申込みの手続き

受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、下記の書類等を添えて、当協会まで送付してください。

- (1) 写真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に氏名を記入してください。）
上三分身・正面・脱帽のもので背景無地。頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、
頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。

- (2) 受講料：16,000円（税込、教本代含む）

5 受講時に持参するもの

- (1) 学科講習には、筆記用具(鉛筆、蛍光ペン)等を持参してください。
(2) 実技講習には、ヘルメット、長靴、雨具(防寒具)等を持参してください。

6 修了証の交付

全ての講習カリキュラムを修了された方には、当協会より「修了証」を交付します。